

■有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成22年9月30日			平成23年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,713	1,731	18	1,659	1,665	6
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	1,713	1,731	18	1,659	1,665	6
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,050	1,039	△10	500	491	△8
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	1,050	1,039	△10	500	491	△8
合計		2,763	2,771	8	2,159	2,157	△1

(2) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

(単位：百万円)

	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	107	107
関連法人等株式	6	6
投資事業組高出資金	724	672
合計	838	786

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成22年9月30日			平成23年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	21,518	10,619	10,899	19,156	7,603	11,553
	債券	454,789	441,316	13,473	427,766	416,559	11,206
	国債	146,069	141,686	4,382	81,569	78,774	2,794
	地方債	208,997	202,845	6,151	255,708	249,651	6,057
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	99,722	96,783	2,939	90,487	88,133	2,354
	その他	8,664	8,476	188	7,807	7,642	165
	小計	484,972	460,411	24,561	454,730	431,806	22,924
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	10,425	15,168	△ 4,742	11,272	16,559	△ 5,286
	債券	19,386	19,552	△ 166	118,125	118,537	△ 412
	国債	13,768	13,879	△ 111	76,007	76,208	△ 201
	地方債	674	675	△ 1	39,274	39,457	△ 183
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,943	4,997	△ 53	2,844	2,870	△ 26
	その他	16,055	18,381	△ 2,325	39,624	43,792	△ 4,167
	小計	45,867	53,102	△ 7,235	169,022	178,889	△ 9,866
合計	530,839	513,514	17,325	623,753	610,695	13,058	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	1,508	1,701
その他	98	90
合計	1,607	1,791

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(4) 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前中間期における減損処理額は、260百万円（うち、株式169百万円、その他の証券91百万円）、当中間期における減損処理額は、462百万円（全て株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 中間期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 中間期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。